

大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業の海外における県産加工食品の販路開拓を促進し、県経済の活性化に寄与するため、海外で開催される見本市・展示会・商談会（以下「海外見本市等」という。）への出展等の県産加工食品海外販路開拓へ向けた取組を行う中小企業者に対し、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施要領（平成30年2月26日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付対象となる事業内容、補助率及び補助対象経費等は、別表1に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
- (6) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これに補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則、実施要領及びこの要綱に従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了もしくは廃止の承認を受けた日から起算して

30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 写真（海外見本市等実施時）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

（附則）

この要綱は、平成30年度の当初予算に係る大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金から適用する。

（附則）

この要綱は、平成31年度の当初予算に係る大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金から適用する。

（附則）

この要綱は、令和2年度の当初予算に係る大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金から適用する。

(別表1)

経費区分	内容	補助率	補助上限額
旅費	海外見本市等へ出展するために必要な交通費、宿泊費等	1/2 以内	300 千円 以内
使用料及び賃借料	海外見本市等の出展料（小間料）、海外見本市等出展に要する備品借上料等		
役務費	通訳費、翻訳費、商品の梱包・輸送等の通信運搬費、展示装飾費、保険料、広告宣伝費等		
需用費	事務用品、資料代、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、海外見本市等出展時に使用した光熱水費、看板・横断幕等の製作経費、消耗品費等 ※消耗品とは単体で取得価格（税込）が2万円未満のもの		

第1号様式（第3条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年度において、下記のとおり大分県産加工食品海外販路開拓支援事業を実施したので、補助金 円を交付されるよう、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業完了予定年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

事業実施計画書

1. 事業者の概要

事業者名			
住 所			
代 表 者			
業 種		主な製品	
従業員数		資本金又は出資金	
連 絡 先	住 所		
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
海外ビジネスの状況 (輸出先国、輸出商品など)			
過去に出展した海外見本市等 (国、名称、年度など)			

2. 事業内容

①海外見本市等の概要	
名 称	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開催場所	国名： 都市名：
派遣予定人数	人
②出展商品の概要	
商品名	商品の特徴、強みなど

③事業の背景・目的
④期待される効果
⑤出展対象国での今後の事業計画

3. 事業費

総事業費	補助対象経費	負担区分		備考
		県費補助金	その他	
円	円	円	円	

4. 事業完了予定年月日 年 月 日

5. 添付書類

- ①事業者の概要がわかる資料（パンフレットやHPの写し等）
- ②出展する商品の概要がわかる資料（商談シートやパンフレット等）
- ③定款の写し（法人の場合のみ）
- ④出展する海外見本市等の概要がわかる資料
- ⑤直近1年の決算書の写し（個人事業主の場合は「確定申告書の全部写し」）
- ⑥見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し

（備考）

添付書類のうち、事業実施（変更）計画時に添付し、承認されたものと変更がないものは、別紙1添付省略書で省略できること。

別紙1

添 付 省 略 書

大分県知事 殿

以下の書類は、事業実施（変更）計画申請時に添付し、承認されたものと変更がなく同一のものであるため、今回の交付申請時には添付を省略いたします。

年 月 日

所 在 地
事業者名
代表者氏名

印

記

- 1 事業者の概要がわかる資料（パンフレットやHPの写し等）
- 2 出展する商品の概要がわかる資料（商談シートやパンフレット等）
- 3 定款の写し（法人の場合のみ）
- 4 出展する海外見本市等の概要がわかる資料
- 5 直近1年の決算書の写し（個人事業主の場合は「確定申告書の全部写し」）
- 6 見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計		

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
計		

第4号様式（第4条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第4条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第4条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第7号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

5 その他

（1）別紙を添付すること。

（2）その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税額等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第5条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|-------------|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助条件 | 要綱第4条の規定を転記 | |

（備考）

要綱第4条第1項第1号の規定による大分県産加工食品海外販路開拓支援事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第8条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

〈振込先〉

金融機関名：
支 店 名：
預金の種別：
口座番号：
預金の名義：

第9号様式（第9条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 写真（海外見本市等実施時）
- (6) その他知事が必要と認める書類

事 業 実 績 書

1. 事業の成果等

① 海外見本市等の概要					
事業名					
開催期間	年 月 日～ 年 月 日				
開催場所					
派遣人数					
出展商品					
② 販路開拓事業の具体的な実施内容（※新輸出大国コンソーシアム、ジェトロ、大分県貿易協会等の活用実績等）					
③ 事業結果					
全体の商談件数	件				
・うち商談が成立したもの	件				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先企業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	相手先企業名	内容			
相手先企業名	内容				
・うち商談が継続中のもの	件				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先企業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	相手先企業名	内容			
相手先企業名	内容				

注) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加してください。

第 11 号様式 (第 9 条関係)

収 支 精 算 書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
県費補助金				
自己負担金				
計				

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

【添付書類】 支払いを証する書類

第 12 号様式（第 10 条関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による
交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、
大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。